○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区小川字小田上一三一一の二、一三一一の四、一三一三の一、一三一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小田上一三一一の四・一三一三の一・一三一三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県御前崎市下朝比奈字余ケ谷一六〇六から一六〇八まで、一六〇九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字余ケ谷一六〇六・一六〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び御前崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県藤枝市瀬戸ノ谷字海谷澤一〇三二七の一、一〇三二七の三、一〇三二八、一〇三三五の一、一〇三三五の三、一〇三四二、一〇三四三の一、一〇三四三の三、一〇三四四の一、一〇三四四の三、一〇三四七の一、一〇三四七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字海谷澤一〇三二七の三・一〇三二八・一〇三三五の一・一〇三四二・一〇三四三の三・一〇三四四の三・一〇三四七の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び藤枝市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町相月二二四〇、二二四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

天竜区佐久間町相月二二四〇（次の図に示す部分に限る。）、二二四一の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字休ケ峠一八五の二、一八五の七から一八五の九まで、一八五の一三、一八五の一五、一九一の六、一九一の七、一九二の三から一九二の一三まで、一九三の一、一九四の一から一九四の五まで、一九五の一、一九六の三、一九六の四、一九六の六から一九六の一四まで、字仁賀木二〇一の一、二〇四の六から二〇四の一〇まで、二〇五の三、二〇六の一、二〇六の二、二一〇、二一一、字山桝二四六の一、二四六の三から二四六の六まで、二四六の八、二四七の一、二四八の二、字笠屋奥一一九六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町三嶋字河辺町三嶋二六四七、二六五〇、二六五一、二六五二の一、二六五四、二六五七から二六六五まで、二六七一、二六七二、二六七四、二六七五の一、二六七六、二六七七、二六七九から二六八四まで、二六八七の一、二六九二の一、二六九三、二六九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町三嶋二六四七・二六五一・二六五二の一・二六六三・二六六四・二六七一・二六七二・二六八二・二六八三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八〇、二六八一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）